

# IMO 塗装性能基準に関する統一解釈に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

## 改正事項

IMO 塗装性能基準に関する統一解釈に関する事項

## 改正理由

IACS では、IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）における塗装システムの認定や塗装検査員の評価に対する解釈として統一解釈 SC223 を定めている。その後、同解釈について IACS で見直しを行った結果、塗装システム認定試験における試験片の最大乾燥膜厚を明確にする解釈の追加等に合意が得られ、2011 年 7 月に統一解釈 SC223 (Rev.2) として採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC223 (Rev.2) に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 塗装システム認定試験において使用される試験片の最大乾燥膜厚に関する解釈を加えた。
- (2) 2 次表面処理において超高压ウォータージェット等の手法を認める解釈を加えた。
- (3) 代替システムの定義等に関する解釈を加えた。